

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団による
荒川区学童クラブ・にこにこすくーるにおける職員配置の
虚偽報告及び委託料の不正請求について
(調査報告書)

令和5年12月

荒川区

目 次

1	はじめに	1
2	ワーカーズコープと荒川区の契約及び協定の状況	2
3	これまでの経緯	2
4	調査の概要	3
	(1) 契約（業務委託）の調査方法【学童クラブ・にこにこすくーる】	
	(2) 契約（業務委託）の調査方法【若者に関する相談事業】	
	(3) 協定（指定管理）の調査方法	
5	調査結果	5
	(1) 契約（業務委託）の調査結果【学童クラブ・にこにこすくーる】	
	(2) 契約（業務委託）の調査結果【若者に関する相談事業】	
	(3) 協定（指定管理）の調査結果	
	(4) 損害額	
6	虚偽報告等に至った原因	7
	(1) 受託事業者の認識の甘さ	
	(2) 区の確認不足	
	(3) 受託事業者と区の連携不足	
	(4) 利用者の意見、声を聞く機会の不足	
7	業務委託における区への対応	10
	(1) 契約解除	
	(2) 違約金請求	
	(3) 入札等参加停止措置	
8	業務委託における再発防止策	11
	(1) 初心に立ち返った受託事業者との関係	
	(2) 区の事業であることの認識強化	
	(3) 受託事業者と区の連携強化	
	(4) 利用者の意見、声を聞く機会の充実	
9	おわりに	16

1 はじめに

令和5年7月に発覚した労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（以下、「ワーカーズコープ」という。）による、荒川区における学童クラブ・にこにこすくーるでの職員配置の虚偽報告及び委託料の不正請求については、区が実施している学童クラブ・にこにこすくーるに信頼を寄せ、安心・安全な場所として通ってきている児童や保護者を裏切るもので、区としてこれを許せるものではないと同時に、所管課の学童クラブ・にこにこすくーるの運営に対する姿勢について数多くの反省点があり、虚偽報告に至った責任の一端が区にあることを認識しているところである。

区では事件発覚後、本件の全容と原因を究明し、同種の事故の再発を防止するための調査を開始し、今般、調査結果をまとめたものである。

同事業者は指定管理者としてふれあい館の運営を担っているが、ふれあい館では虚偽報告はなかったものの、指定管理者としての姿勢を問われる結果となり、区ではこのことも重く受け止めている。

また、学童クラブ・にこにこすくーるの運営や契約方法、契約後のチェック方法など多岐にわたる課題についても、併せて報告するものである。

なお、9月には、全ての学童クラブ・にこにこすくーるを調査した結果、社会福祉法人上智社会事業団による虚偽報告及び不正請求の事案も発覚し、学童クラブ・にこにこすくーるへの信頼の根幹を揺るがすこととなり、多くの学童クラブ・にこにこすくーるの運営事業者を変更せざるを得ない状況となった。

詳細は調査中であり、別途報告するが、事業者の変更にあたっては、事業を引き継ぐことになる新たな事業者が信頼に足るものかどうかの厳しい見極めが必要となり、選定の際の審査基準を大きく見直すなどし、区や他の事業者とも風通しのいい関係を築くことができる事業者を選定したいとの考えのもと、事業者選定を実施しているところである。

2 ワーカーズコープと荒川区の契約及び協定の状況

(1) 契約（業務委託）

事業所名	契約期間	R 5 契約金額
峡田学童クラブ	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	33,790,514 円
尾久小学童クラブ・ にこにこすくーる	令和2年4月1日～ 令和7年3月31日	38,839,525 円
六瑞小にこにこすくーる	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	22,435,617 円 ※令和5年11月1日現在
若者に関する相談事業	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	32,291,402 円

(2) 協定（指定管理）

事業所名	指定管理期間	R 5 指定管理料
峡田ふれあい館	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	64,163,704 円
東尾久本町通りふれあい館	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日	65,718,308 円
尾久ふれあい館	令和5年4月1日～ 令和10年3月31日	74,055,240 円

3 これまでの経緯

○令和5年7月21日（金）

新宿区におけるワーカーズコープの委託料の不正請求についての報道があり、ワーカーズコープ東京東部事業本部に確認したところ、新宿区から指定管理及び業務委託を受けた施設で職員配置の虚偽報告を行い、新宿区から処分を受ける旨の報告があった。

○このことを受け、ただちに区所管課（学童クラブ・にこにこすくーる及び若者に関する相談事業については児童青少年課、ふれあい館については区民施設課）において、職員への聞き取り、職員名簿・日誌・タイムカード・出勤簿の突合などの調査を開始した。

○7月24日（月）

ワーカーズコープ本部職員が来庁し、法人として新宿区以外の受託状況及び虚偽報告の有無について調査するとともに、調査のための第三者委員会を立ち上げる旨の報告がある。

○区の調査では、ワーカーズコープに委託している3カ所の学童クラブ・にこにこすくーるにおいて、人員配置に関して区への報告内容と実際の勤務実態に相違があることが判明する。

○ふれあい館及び若者に関する相談事業での人員配置等についての相違はなく、虚偽報告は認められなかった。

○7月27日（木）

ワーカーズコープ本部が、法人内部の調査においても、荒川区から受託している全ての学童クラブ・にこにこすくーるにおいて、職員配置における虚偽の報告があったことを認める。

○7月31日（月）

本件について区ホームページで公表する。

○8月7日（月）～9日（水）

各学童クラブ・にこにこすくーるにおいて保護者説明会を開催する。

○9月14日（木）

令和5年9月14日から令和6年9月13日まで12月の入札等参加停止措置を決定し、ワーカーズコープ本部に通知する。

4 調査の概要

（1）契約（業務委託）の調査方法【学童クラブ・にこにこすくーる】

①調査対象期間

平成30年4月～令和5年6月まで

※尾久小学童クラブについては、開設した令和2年4月～

②調査施設（3事業所）

○峡田学童クラブ

○尾久小学童クラブ・にこにこすくーる（総合プラン）

○六瑞小にこにこすくーる

③調査項目

ア 勤務実態の確認

区に報告書類として提出されている日誌と、現場職員の出退勤の実態を確認できる資料である出勤簿（またはタイムカード）を突合し、一致しているかどうかを確認する。

イ 配置基準を遵守しているかの確認

日誌と出勤簿（またはタイムカード）を突合した結果が、「荒川区学童クラブ運営業務委託に係る職員配置最低基準」及び「荒川区放課後子ども教室運営業務委託に係る職員配置最低基準」に定める最低配置基準を遵守しているか確認する。

ウ 有資格者の確認

日誌上、有資格者として記載されている現場職員について、資格証により有資格者であることを確認する。

エ ヒアリング調査

事業所に配置されている現場職員にヒアリングを実施し、虚偽報告の経緯やワーカーズコープ本部の関与などについて聞きとる。

(2) 契約（業務委託）の調査方法【若者に関する相談事業】

○調査対象期間 令和4年12月～令和5年6月まで

○調査項目 勤務実態の確認、有資格者の確認

(3) 協定（指定管理）の調査方法

①調査施設（3事業所）

○峡田ふれあい館

○東尾久本町通りふれあい館

○尾久ふれあい館

②調査項目

ア 雇用契約の確認

従事者職員名簿と雇用契約書（写）を突合し、従事職員名簿の職員が確かに雇用されていることを確認する。

イ 勤務実態の確認

シフト表、タイムカード、賃金台帳により該当日に勤務していることを確認する。

ウ 有資格者の確認

資格者証及び履歴書により有資格者であることを確認する。

エ 従事者の本人確認

顔写真のある書類（履歴書等）と照らし合わせ本人確認をする。

5 調査結果

(1) 契約（業務委託）の調査結果【学童クラブ・にこにこすくーる】

① 峡田学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	110日	43日	23日
令和元年度	149日	72日	60日
令和2年度	56日	41日	3日
令和3年度	59日	43日	0日
令和4年度	101日	90日	0日
令和5年度	52日	48日	8日

② 尾久小学童クラブ

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
令和2年度	5日	2日	1日
令和3年度	3日	2日	0日
令和4年度	4日	1日	0日
令和5年度	8日	8日	4日

③ 尾久小にここにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	5日	5日	1日
令和元年度	11日	3日	2日
令和2年度	2日	2日	2日
令和3年度	2日	2日	2日
令和4年度	10日	9日	2日
令和5年度	7日	6日	1日

④ 六瑞小にここにこすくーる

	虚偽報告日数	基準を満たさない配置の日数	有資格者の未配置・不足日数
平成30年度	38日	11日	1日
令和元年度	9日	3日	1日
令和2年度	44日	5日	1日
令和3年度	200日	2日	1日
令和4年度	7日	4日	1日
令和5年度	0日	0日	0日

(2) 契約（業務委託）の調査結果【若者に関する相談事業】

4 (2) の調査を行った結果、虚偽報告は確認されなかった。

(3) 協定（指定管理）の調査結果

4 (3) の調査を行った結果、虚偽報告は確認されなかった。

なお、ふれあい館では、所管課長もしくは担当職員による毎月1回以上の施設訪問と併せて、専門家による会計、労務及び法人決算の審査を毎年度、実施し、適正に施設の管理運営が行われていることを確認している。

(4) 損害額

仕様書に定められた人員を配置できず（5 (1) の「基準を満たさない配置の日数」が該当する）虚偽の報告をした場合は、民法第415条第1項の債務不履行にあたることから、損害賠償請求にかかる損害賠償として、委託料の人

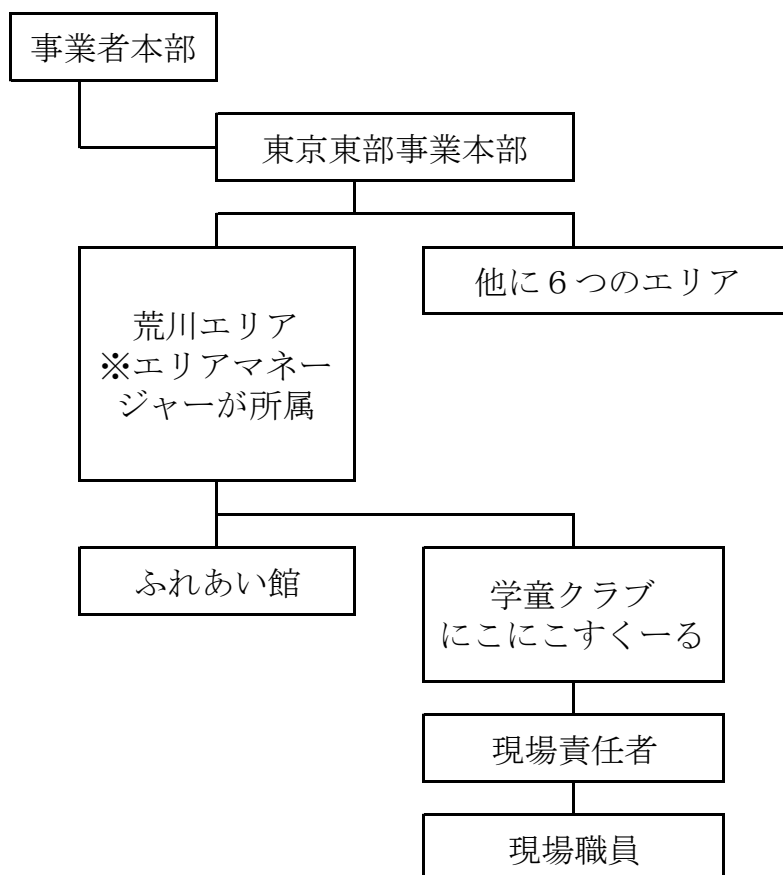
件費相当分から単価を求め、時間数を乗じた金額を損害額として積算したところ、以下のとおりとなった。

年度	損害額
平成 30 年度	4 3 1, 9 3 2 円
令和元年度	7 3 7, 5 9 4 円
令和 2 年度	3 2 6, 9 8 0 円
令和 3 年度	3 3 2, 2 3 3 円
令和 4 年度	7 5 2, 5 4 5 円
令和 5 年度	7 0 2, 6 8 9 円
合計	3, 2 8 3, 9 7 3 円

6 虚偽報告等に至った原因

受託事業者へのヒアリングや書類等の確認をもとに区で分析したところ、以下のことが原因と考えられる。

【参考・ワーカーズコープ組織図】



(1) 受託事業者の認識の甘さ

- 全ての学童クラブ・にこにこすくーるにおいて、勤務時間が変則的であり、人材が集まりにくいという共通の課題はあるが、各事業者が人材確保策を工夫して基準通りの配置を行っている。
- ワーカーズコープは、正規職員以外の職員採用等は各事業所に任されており、各現場責任者は人員不足に悩んでいたが、エリアマネージャーが他業務と兼務するなど、現場の統括に専念できておらず、現場責任者が事業者本部本部に職員の採用などについて相談しづらい状況が生じていた。
- そういった事業者内部の仕組みにより、事業者内のコミュニケーションが不足し、風通しの悪い組織風土となっていた。
- また、区に直接相談することもできず、現場責任者を含む現場職員は、日誌上は配置基準を満たすように休務日の職員名等を書くことで、安易にその場をやり過ごしてしまった。
- 適正な職員配置ができておらず、虚偽の職員配置の報告を行っても、「特に問題が起きなかったので大丈夫だろう」という現場職員の思いや、信用失墜行為に当たるなどの想像に至らない認識の甘さがあった。
- 区に提出されている日誌等の書類を、エリアマネージャー等が確認する仕組みができておらず、事業者本部による適切な人事管理がされなかったことで、現場から区に対し不適正人員配置にかかる報告が行われていることを受託事業者自身も認識できなかった。

(2) 区の確認不足

- 学童クラブ・にこにこすくーるの実施主体は受託事業者ではなく、区であるということについて区の当事者意識が不足していた。
- 区では、毎月提出される日誌をもって配置基準を満たしていることを確認していたが、日誌に虚偽の報告や誤りがあるとは想定せず、タイムカードや出勤簿など、現場職員の出勤の状況が確認できる他の書類と日誌との照合作業までは行っていなかった。
- 区担当職員による巡回指導を3カ月に1回程度実施していたが、勤務実態の把握や職員配置が基準を満たしているかの確認までは行っていなかった。
- 仕様書で職員の配置に変更が生じた場合には、区へ書面にて報告を求め

ていたが、事業者に対して変更が生じていないかの定期的な確認や、変更した場合は区への報告が必要であることへの受託事業者の認識が不足していた。

- 例年の実績審査においては、前年度4月1日時点の従事職員名簿の提出を求め、それに基づいた雇用契約書、賃金台帳の確認を行っていたため、前年4月時点の状況しか確認しておらず、年間を通じて従事者名簿と突合するような運営状況、配置基準を満たしているのか等の確認が不足していた。
- 学童クラブ・にこにこすくーる事業の委託化が始まって以来、事業者の実績審査の結果は良好であったため、事業の安定性を優先し、同一事業者との契約を継続してきた。

(3) 受託事業者と区の連携不足

- 本部職員、学童クラブ・にこにこすくーる現場職員及び担当職員が、年に3回、情報共有のための全体連絡会を実施していたが、日々変化する学童等を取りまく状況や利用者のニーズを共有する場としては実施回数が少なく、事業者が区に対し気軽に相談する場とはなっていなかった。
- 担当職員による現地の巡回指導も3か月に1回程度、実施していたが、主に現場責任者から日頃の運営状況等の聞き取りを実施しており、現場職員が、エリアマネージャーや事業者本部には相談できないこと等について、代わりに区職員に相談できるような顔の見える関係の構築までには至らなかった。

(4) 利用者の意見、声を聞く機会の不足

- 年に1回の利用者アンケートを通じて、見直すべき点等を振り返り、利用者の満足度の向上を図るための工夫や改善に取り組む機会としていたが、利用者が区に対し、気づいたときに意見を言える仕組みとはなっておらず、保育の質の向上を目指すというアンケートの目的に照らし、利用者の意見を聞く機会が不足していた。
- 保護者会等の利用者の意見を聞ける場に区が参加しておらず、区が直接保護者や児童から学童クラブ・にこにこすくーるに対する意見を聞く場及び区に直接意見を言える場が極めて少なかった。

7 業務委託における区への対応

(1) 契約解除

ワーカーズコープが行った行為は、契約違反であり、また不正かつ社会的信用を失う行為であるため、業務委託契約の契約条項第16条の2第10号の規定に基づき、令和6年3月31日をもってワーカーズコープと学童クラブ・にこにこすくーるに関する委託契約を解除することとした。

(2) 違約金請求

契約の解除に伴い、同条項第17条第1項第1号の規定に基づき、契約の残年数分の契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として請求する。

なお、民法第420条第3項において「違約金は、賠償額の予定と推定する」と定められており、違約金は損害賠償額の予定（債務不履行の場合に、債務者が債権者に対して損害賠償として支払うことを約束する金銭）と推定されることから、損害額と合わせてワーカーズコープに請求することは難しく、本事案については違約金を請求するものである。

【違約金請求金額】

※令和5年10月13日時点（ワーカーズコープに通知した時点）

事業所名	残契約 期間	計算式 R5 契約金額×残年数×0.1
峡田学童クラブ	3年	33,790,514円×3年×0.1=10,137,154円
尾久小学童クラブ・ にこにこすくーる	1年	38,839,525円×1年×0.1=3,883,952円
六瑞小にこにこ すくーる	2年	21,862,297円×2年×0.1=4,372,459円 ※2023.10.13時点
合計		18,393,565円

※令和6年3月31日時点の契約金額で請求金額を改めて積算する。

(3) 入札等参加停止措置

荒川区入札等参加停止措置要綱第3条別表第8号（契約違反）、20号

ア（信用失墜行為等（社会的信用失墜行為））、及び第22号（不正又は不誠実な行為）に該当することから、令和5年9月14日から令和6年9月13日まで12か月の入札等参加停止とした。

8 業務委託における再発防止策

（1）初心に立ち返った受託事業者との関係

区と受託事業者がそれぞれ、委託業務を開始した当初と同様の意欲をもって学童クラブ・にこにこすくーるの運営にあたることができるよう、今後は、契約方法を見直すとともに、事業者選定にかかる審査項目の視点も変更することで、安定的に学童クラブ・にこにこすくーるを運営することができる事業者を選定する。

併せて、適正な職員配置の確認だけに終わることなく、区として可能な範囲で、人材確保のための工夫などについても検討を進める。

① 契約方法等の見直し

○契約期間は、指定管理者制度に準じて最長10年（5年間の長期継続契約満了後、実績評価審査会の実績評価をもとに、例外的に1回のみ更新可）とし、区、受託事業者とも緊張感をもった学童クラブ・にこにこすくーる運営を行う。

○委託期間満了後の事業者選定は提案評価型方式による公募とし（現行事業者の運営状況が良好であり、参加資格に合致している場合には、公募への応募は可とする）、公平・公正な審査により、安定的に質の高い学童クラブ・にこにこすくーる運営を継続できる事業者を選定する。

② 事業者選定の審査基準の見直し

○提案評価の審査の際には、人材確保の考え方や風通しのいい組織風土の醸成に努めているかを重点項目にするなど、審査基準を見直し、事業者の運営能力を厳しく見極めた上で事業者を決定する。

③ 委託内容の見直し

○従事者名簿については、毎月の報告とし、区が定期的に職員配置状況及び資格要件を確認する。

○これまでも実施してきた区実施のアンケートに加え、事業者主体で年に

1回以上のアンケートを実施し、アンケート結果に基づく改善、見直しを実施することで運営の質の向上を図る。

- 委託料について四半期ごとの前払いから、学童クラブ・にこにこすくーるの運営が適正に行われていることを提出書類等で確認した上で、月ごとに委託料を支払う。

④ 実績審査方法の見直し

- 勤務実態の確認を行う場合には、事前の告知をせず抜き打ちで学童クラブ・にこにこすくーるを訪問し、一定期間をランダムに抜き出し、出勤簿（タイムカード）と日誌の突合を行う。
- 現場職員が現場責任者やエリアマネージャーに相談しやすい環境を整備し、現場職員の意見や現場の実態が現場責任者等を通じて区にしっかり伝わるようにし、仕様や実績審査、事業者選定等の見直しに生かしていく。

⑤ 人材確保にかかる支援

- ハローワーク等と連携し、区の学童クラブ・にこにこすくーるの魅力を紹介する場を設けるなど、区としても、事業に関わる人材を確保しやすい環境を整備していく。
- 中小企業診断士による財務審査の際には、適切な賃金が払われているか確認し、人件費比率の低い事業者に対しては注意喚起を行う。

(2) 区の事業であることの認識強化

区として、学童クラブ・にこにこすくーるの運営は受託事業者に任せているものと認識しているかのような場面があり、積極的に運営の支援に関わっていく意識がやや欠けていたことが、学童クラブ・にこにこすくーるの運営上の悩みなどに気づく遅れとなったことから、今後は区職員の意識改革を含め、積極的・主体的に学童クラブ・にこにこすくーるの運営を行っていく。

- 3カ月に1回程度の巡回を月に1回程度巡回できるよう、指導体制の強化を図る。
- 区職員が、学童クラブ・にこにこすくーるは児童に適切な遊びや生活の

場を提供し、健全な育成を図ることを目的としている区の事業であるという認識を持ち続けることができるよう、係長級職員などによるOJTを強化する。

- 学童クラブ・にこにこすくーるを安定的に運営するため、事業者に対する運営状況の確認の強化・徹底の必要性について職員がより一層意識し、適切な指導を行いながら受託事業者と共に学童クラブ・にこにこすくーるの質の向上を目指していく。

(3) 受託事業者と区の連携強化

受託事業者が気軽に区に相談できる機会やコミュニケーションの場が少なく、同じ視点で子どもを取り巻く環境や課題の共通認識を持つことができない場面があった。受託事業者間の職員同士の意見交換の場や、事業者本部と区の情報共有の場も少なく、学童クラブ・にこにこすくーるの課題に区が気づくまでに時間を要していた。

今後は区、学校、受託事業者が顔を合わせる機会を定期的に持ち、実態を伴った「顔の見える関係」を構築していく。

①定期的な連絡会の実施

- 本部職員、学童クラブ・にこにこすくーる現場職員及び児童青少年課の職員が毎月、連絡会を実施することとし、区の子育て支援に関する情報を情報共有することで、受託事業者も区の子育て支援を担う一員としての意識を醸成するとともに、受託事業者からも区に対し、意見や要望を伝えやすい環境を整備する。
- 定期的に連絡会を実施することで、受託事業者同士の情報共有、意見交換の場、連携の機会を提供すると同時に、受託事業者同士が互いの取組を知ることにより刺激し合って高め合い、保育の質の向上につなげる。

②巡回指導の強化

- 区職員による巡回指導を強化し、現場責任者だけでなく、現場職員ともコミュニケーションを図り、区と事業者の信頼関係を構築していく。
- 児童の様子や執務室等の状況を確認し、適切に学童クラブ・にこにこ

すくーの運営がなされているか確認を行うとともに、現場責任者等から相談があった場合には保育内容や運営上の助言をすることで、保育及び職員の質の向上を図る。

- 事業所内の状況、児童の様子、運営方法等を確認するチェックシートを用いた運営状況の確認などにより、勤務実態の把握に努め、配置基準を満たしているか等の確認を徹底する。

③学校及び地域との連携の強化

- 児童間のトラブルや特別な支援を必要とする児童に対し、学校と現場職員の一貫した対応が必要なため、学校とは定期的に打合せ等の場を設け情報を共有し、よりよい児童の支援に繋げていく。
- 学校との定期的な打合せや校区委員会及び地域の活動等を通し、区が目指す子ども像や学校の教育方針、地域の学校との関係性を理解し、日頃の学童クラブ・にこにこすくーの運営及び活動に生かすとともに、受託事業者の職員も地域社会で子どもを育てる一員としての自覚を深める。

(4) 利用者の意見、声を聞く機会の充実

これまで利用者アンケートは、1年に1回の実績審査の際に区が実施しており、受託事業者が自らの運営上の課題を洗い出すものとなっていなかった。

また、利用者が感じた不安や不満が小さなうちに気軽に受け止める場が少なく、不安が増大したのちに区への直接の苦情となっている場合もある。苦情解決にあたっては一義的には受託事業者の対応となるが、区が現場責任者に適切な対応を要請する際に、プレッシャーを感じるケースもあった。

今後は、双方のアンケート調査の結果を共有し、気軽に意見を聞く場を設け、よりよい学童クラブ・にこにこすくーの運営に繋げていく。

① 利用者アンケートの実施

- 受託事業者主体で年に複数回のアンケートを実施し、アンケート結果に基づく改善、見直しを実施することで運営の質の向上を図る。

○アンケート項目には、利用者の満足度を数値化できる項目を盛り込み、結果を比較・分析して、質の高い保育、安定した学童クラブ・ここにこすくーるの運営を目指す。

② 意見箱の設置

○利用者が区に対して常時意見や要望を寄せられるよう、電子申請を活用した「意見箱」の開設やQRコードの読み取りなどによる簡易なメール送信法について周知し、いつでも気軽に意見を聴取できる仕組みを作る。

○意見箱の集計結果は受託事業者と共有し、利用者の声に迅速に対応することで、利用者の満足度の向上、サービスの向上につなげていく。

9 おわりに

本報告書に記載してある通り、区では本事案を受託事業者のみに責任があるとは考えておらず、よりよい学童クラブ・にこにこすくーるの運営に区として何が不足していたのかという視点に立ち、報告書をまとめたものである。

学童クラブ事業を民営化してから30年近くが経過し、委託契約で事業を実施していることを、受託事業者が運営している事業であるかのように区が捉え、学童クラブ・にこにこすくーるの現場と距離のある対応をしてきたことは、深く反省するところである。

また、この間の学童クラブ・にこにこすくーるの運営に、児童や保護者、受託事業者や現場職員の声が活かされていなかったとすれば残念であり、関係者が意見を交換できるような場を設け、実態に即した学童クラブ・にこにこすくーるの運営を進めていく必要がある。

区が受託事業者と共によりよい保育を提供し、学童クラブ・にこにこすくーるの安定的運営と区民の信頼を取り戻すため、再発防止策に取り組むとともに、これまで以上に子どもが楽しく有意義に、放課後や学校の長期休業期間を過ごす場を提供できるよう力を尽くしていかなければならない。

子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化、多様化する中、区ではより質の高い区民サービスを提供するため、民間事業者のもつ専門知識やノウハウを最大限に活用しながら学童クラブ・にこにこすくーるを運営してきたが、本事案を教訓とし、区の事業者支援や運営のチェック体制を見直し、学童クラブ・にこにこすくーるを利用する児童及び保護者の信頼を回復すべく、よりよい学童クラブ・にこにこすくーるの運営に取り組んでいく。